

医療保険

後期高齢者医療保険制度

後期高齢者医療保険制度は75歳以上の方全てが加入する医療保険です。

平成28年度の住民税額確定に伴い、「平成28年度保険料決定納入通知書」を7月中旬にお送りします。

また、7月末までに新しい保険証を自宅に郵送します。

この保険証は保険に加入していることを証明するものです。大切に保管し、医療機関を受診する際は、必ずお持ちください。

保険料

被保険者一人ひとりに掛かります。一人当たりの保険料額は、その方の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」と、被保険者の全員が

▼保険料計算式

$$\frac{\text{均等割額}40,907\text{円} + \text{所得割額}(\text{前年中の総所得金額} - \text{基礎控除額}33\text{万円}) \times \text{率}8.30\%}{\text{保険料(年額)}}$$

均等にご負担いただく「均等割額」の合計になります。

また、所得が低い方の負担を減らすため、世帯の所得に応じた軽減措置があります。

保険料の金額、計算方法、軽減措置などについては通知書および同封のチラシでご確認ください。

ただし、前年の所得を申告していない世帯は、軽減を受けられない場合があります。

保険料の納付

原則、年金から天引き（特別徴収）となりますが、お送りする納入通知書により、納付方法をご確認ください。

保険証

1年更新のため、毎年7月末までにお送りします。

また、保険証に記載の負担割合（医療機関窓口で支払う医療費の一部負担金の割合）は1割または3割で、現役並み所得者の方は、3割となります。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日から使用できなくなりしますので、8月1日以降に破棄してください。

75歳の誕生日を迎える方

加入手続きは不要です。保険証は75歳の誕生日を迎える前日までに自宅へ郵送します。また、保険料については、誕生月の翌月にお知らせします。

中野市国民健康保険にご加入の70歳以上75歳未満の方へ

7月末までに「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。現在お使いの「受給者証」は8月1日から使用できなくなります。

また、国民健康保険の保険証は、9月末までに郵送します。ただし、保険税に滞納があるときは郵送できない場合があります。

問い合わせ先
福祉課国保医療係
☎(22)21111 (内線296・304)

医療費

福祉医療費給付金制度

福祉医療費給付金とは、左表の方を対象に、医療費の自己負担額の一部を給付するものです。

なお、福祉医療費受給者証をお持ちの方は、医療機関などを受診される際に毎回必ず提示してください。

問い合わせ先

■乳幼児等に関すること

☎(22)21111 (内線356)

☎(22)21111 (内線276)

福祉医療費の給付を受けるには、受給者証の交付申請が必要ですので、該当する方は申請をお願いします。申請の際には保険証、各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）、印鑑、通帳をお持ちください。

区分	対象者	所得制限	給付範囲
乳幼児等	0歳から中学校3年生まで	なし	外来・入院
心身障がい者等	身体障害者手帳1級、2級、3級	なし	外来・入院
	身体障害者手帳4級	所得税非課税世帯（本人とその同一世帯員）	外来・入院
	療育手帳A1、A2、B1	なし	外来・入院
	療育手帳B2	特別障害者手当所得制限に準じる	外来・入院
	精神障害者保健福祉手帳1級、2級	なし	外来のみ
	精神障害者保健福祉手帳3級	市民税非課税世帯（本人、本人の生計を維持する配偶者または扶養義務者）	外来のみ
	65歳以上国民年金別表該当者（障害基礎年金1級または2級受給者）	なし	外来・入院
ひとり親家庭等	母子家庭の母子	なし	外来・入院
	父子家庭の父子	なし	外来・入院
	父母のいない児童	なし	外来・入院

給付金

高齢者向け給付金の
申請期限は7月15日(金)です



「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者の方へ、年金生活者等支援臨時福祉給付金を1人につき3万円支給します。

支給対象と思われる方には、4月中旬に申請書類を送付しています。

申請期限は7月15日(金)です。まだ申請がお済みでない方は、早めに申請してください。

Q 支給対象者は？
A 次の全ての要件を満たす方です。

○平成27年1月1日において本市の住民基本台帳に登録されている方

○平成27年度市民税(均等割)が非課税である方

※課税者の扶養親族などは対象外となります。

○昭和27年4月1日以前に生まれた方(平成29年3月31日までに65歳以上になる方)

○生活保護を受けていない方

Q どうすればもらえるの？
A 福祉課または豊田支所地域振興課に申請書を提出してください。

※詳しくは、直接お問い合わせください。

問い合わせ先
福祉課厚生保護係
☎(22)21111(内線276・255)

健康

こころの標語を募集します

平成27年の県内の自殺者数は415人であり、年々減少していますが、県内でも北信地域は自殺率が高く、いまだ憂慮すべき状況です。

そこで、命の大切さや自殺予防について考える機会にしたいため、こころの標語を募集します。

ご応募いただいた作品は、市のホームページ、イベントなどを通じ啓発に活用させていただきます。

○テーマ 命の大切さと呼び掛けるもの、自殺の防止を呼び掛けるもの

○応募方法 用紙に、標語、住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、直接お持ちいただくか、郵送、ファクスまたはEメールで提出ください。(任意様式も可)

※応募用紙は中野保健センターに設置してあるほか、市公式ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先・応募先
〒383-0021
中野市西一丁目1-7(中野保健センター)

健康づくり課健康管理係
☎(22)21111(内線242)

ファクス(22)2295
Eメール kenko@city.nakano.nagano.jp

税金

国民健康保険税のお知らせ
課税限度額の引き上げ・軽減判定所得の算出方法変更

平成28年度税制改正により、国民健康保険税の医療保険分と後期高齢者支援分の課税限度額が引き上げとなりました。併せて低所得者の軽減措置を拡充するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が改正されました。改正内容は次のとおりです。

▼課税限度額の変更について

課税区分	変更前	変更後
医療保険分	52万円	54万円
後期高齢者支援分	17万円	19万円
介護保険分	16万円から変更なし	

▼均等割額および平等割額の軽減判定所得の変更について

軽減区分	変更前	変更後
5割	(26万円×被保険者数+33万円)以下の所得の世帯	(26.5万円×被保険者数+33万円)以下の所得の世帯
2割	(47万円×被保険者数+33万円)以下の所得の世帯	(48万円×被保険者数+33万円)以下の所得の世帯

※軽減判定は前年の所得の状況により行うため、申告がされていないと軽減判定がされません。

問い合わせ先 税務課課税係 ☎(22)21111(内線225)